

宮城県監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成18年12月26日

宮城県監査委員 菊地 浩  
宮城県監査委員 藤原 範典  
宮城県監査委員 阿部 徹  
宮城県監査委員 谷地森 涼子

1 監査委員の報告日

平成18年10月25日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成18年11月29日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所の収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分 2,381,719,146円

過年度分 4,997,430,949円

合計 7,379,150,095円

・平成16年度収入未済額

現年度分 2,103,261,921円

過年度分 5,175,632,008円

合計 7,278,893,929円

ロ 措置の内容

差押え物件のインターネット公売や自動車税コンビニ収納システムの導入など収納促進と収入未済発生防止に取り組むとともに、各県税事務所に滞納事案検討会を設置し、

滞納整理の進行管理を行い、県税債権管理の徹底を図った。

(2) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押の実施、管内各市町と県税事務所で組織する仙南地方税務連絡会議を設立し、市町と連携した滞納整理の強化を図るなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	130,439,669円
過年度分	357,134,056円
合計	487,573,725円

・平成16年度収入未済額

現年度分	124,452,072円
過年度分	347,321,009円
合計	471,773,081円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(3) 仙台南県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押の実施、事務所独自の自動車税納期内納付推進啓発活動を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	244,425,344円
過年度分	501,850,671円
合計	746,276,015円

・平成16年度収入未済額

現年度分	209,926,754円
過年度分	514,215,588円
合計	724,142,342円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(4) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押の実施、滞納整理進行管理会議を定期的に開催するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分 634,864,420円

過年度分 1,665,216,536円

合計 2,300,080,956円

・平成16年度収入未済額

現年度分 798,254,885円

過年度分 1,520,049,525円

合計 2,318,304,410円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(5) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押の実施、タイヤロックにより運行停止する旨を記載した差押文書を発付するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分 797,545,457円

過年度分 905,540,853円

合計 1,703,086,310円

・平成16年度収入未済額

現年度分 353,660,696円

過年度分 1,061,332,316円

合計 1,414,993,012円

ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

(6) 栗原県税事務所

#### イ 監査委員の報告の内容

県税において、納税催告や財産差押の実施、滞納事案検討会を毎月開催するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分 35,732,309円

過年度分 110,231,663円

合計 145,963,972円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分 50,126,037円

過年度分 102,728,920円

合計 152,854,957円

#### ロ 措置の内容

徹底した財産調査の早期着手による滞納処分の一層の強化と促進により、県税債権の確保と滞納額の縮減を図ることとした。

### (7) 環境対策課

#### イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、契約業務の不履行及び履行確認の遺漏が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

定期点検を受託した事業者の社内連絡の不備及び委託者の履行確認の遺漏により、業務が履行されなかったもの。

なお、受託事業者は平成18年4月18日に自費で点検業務を行っている。

・委託業務名 国設籠岳大気環境測定所非メタン炭化水素計定期点検業務(6ヶ月点検, 1年点検)

・委託金額 304,500円(契約不履行の為支払いせず)

・委託期間 平成17年4月5日~平成18年3月31日

#### ロ 措置の内容

委託契約の履行及び確認の徹底を図るため、各職員に対し委託業務の適正な実施について注意を促すとともに、各委託業務について、委託業務の遂行状況を一覧で把握、管理する委託業務管理表を作成し、再発防止に努めている。

### (8) 資源循環推進課

#### イ 監査委員の報告の内容

補助金において、不正受給が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成16年度環境産業新技術開発等事業費補助金について、補助事業者から提出された実績報告書では、研究及び支払事実の確認ができないため、補助対象事業の契約相手方に対し事実確認を行ったところ、補助事業者が架空の証拠書類を作成するなど、平成16年度環境産業新技術開発等事業費補助金を不正受給していたことが判明したものの。

- ・補助事業名 平成16年度環境産業新技術開発等事業費補助金
- ・補助事業者 株式会社プラトン
- ・補助金額 10,000,000円

□ 措置の内容

今後の再発防止策としては、この事業は平成17年度限りで終了しているが、他の補助金についても以下の対策を実施し、再発の防止に努める。

(1) 補助事業実施中における対策

- ・会計書類の備付状況の確認・指導
- ・使用機材等の購入状況等の確認・指導

(2) 補助事業完了後(補助金支出前)

- ・実績報告書添付書類の原本確認
- ・補助事業者の発注先への事実確認

(9) 廃棄物対策課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金(村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用)において、債務者に対して納付命令書及び督促状の送付を行っても、債務者が行方不明のため返戻されるという状況にあるものの、引き続き、適切な債権管理を図りたい。

(内容)

- ・平成17年度収入未済額
  - 現年度分 44,719,943円
  - 過年度分 38,249,156円
  - 合計 82,969,099円
- ・平成16年度収入未済額
  - 現年度分 34,162,349円
  - 過年度分 4,086,807円
  - 合計 38,249,156円

□ 措置の内容

事業者については、活動実態がなく、資産もない上に、解散登記を行っており、代表取締役の所在も不明な状況にあるので、引き続き代表取締役の所在及び事実関係の確認を行うとともに、当時の役員に対して責任追及が可能か否かを検討する。また、

今後行う恒久対策費用の問題もあることから、当時の役員の資産調査を行っている。

排出事業者については、マニフェスト等により、違反行為の確認中であり、違反行為があれば、求償するなど責任を追及する予定であるが、現在のところ違反行為は確認できていない。

#### (10) 子ども家庭課

##### イ 監査委員の報告の内容

児童扶養手当給付費返還金において、文書による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	7,127,960円
過年度分	70,144,342円
合計	77,272,302円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分	1,487,770円
過年度分	69,625,510円
合計	71,113,280円

##### ロ 措置の内容

返納未済分のある債務者については、電話や文書による督促を行うとともに、一括返済の困難な債務者については分割納入の指導を行うなど収納の促進に努めてきたが、新たに課内に債権回収のためのプロジェクトチームを編成し、今後とも返納未済の縮小に努めていく。

また、新たな債権の発生防止のため、研修会の開催や年3回の定期支払期(4月, 8月, 12月)に各市町村長に対して受給者ごとに受給資格の調査を依頼するなど発生防止に努めている。

#### (11) 仙台保健福祉事務所

##### イ 監査委員の報告の内容

未熟児養育費、過誤払返納金、生活保護扶助費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金償還金において、電話による督促や家庭訪問を実施するなど収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

##### 未熟児養育費

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	118,875円
------	----------

過年度分	147,288円
合計	266,163円

・平成16年度収入未済額

現年度分	50,760円
過年度分	126,136円
合計	176,896円

過誤払返納金

・平成17年度収入未済額

現年度分	174,050円
過年度分	389,938円
合計	563,988円

・平成16年度収入未済額

現年度分	389,938円
過年度分	0円
合計	389,938円

生活保護扶助費返還金

・平成17年度収入未済額

現年度分	174,552円
過年度分	6,176,760円
合計	6,351,312円

・平成16年度収入未済額

現年度分	5,012,816円
過年度分	1,218,944円
合計	6,231,760円

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・平成17年度収入未済額

現年度分	5,113,262円
過年度分	14,320,645円
合計	19,433,907円

・平成16年度収入未済額

現年度分	4,026,832円
過年度分	11,769,958円
合計	15,796,790円

□ 措置の内容

未熟児養育費

これまでも、文書や電話による催告、家庭訪問を行ってきたが、今後も継続して収納

促進に努めるとともに、債務者の収入・所得状況などを把握し、納入しやすいタイミングを図る工夫などの対策をとることにより、効果的に収入未済が解消されるよう取り組んでいく。

#### 過誤払返納金

(特別障害者手当 392,190円)

受給者本人が自己破産手続中平成17年11月に死亡し、相続人全員が相続放棄を行ったことから、回収は不可能となっている。今後の対応については、主務課と協議していく。

(生活保護費 171,798円)

過誤払返納金については、収納促進に努めているが、納入義務者の死亡・転出により納入が困難になっている状況にある。このため、転出者の追跡調査や家庭訪問を積極的に行い納入に努めていく。

#### 生活保護扶助費返還金

収納促進については、家庭訪問の都度、督促に努めているが、返還金が多額であるケースが多いため、一時に納入するのが困難な状況にある。このため、分割納付などにより、返還金納入の負担を軽減し収納促進を図っている。

#### 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

収納促進については、滞納発生後速やかに督促通知を行い、その後も電話や訪問等により、家庭の状況を確認しながら収納促進に努めている。今後は、所内の未納金縮減検討会議等を開催し、より効果的な対策を検討し一層努力していく。

### (12) 経営金融課

#### イ 監査委員の報告の内容

中小企業高度化資金貸付金償還金及び林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、債権整理強化期間の設定や担保物件の競売等を実施するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図らねたい。

(内容)

#### 中小企業高度化資金貸付金償還金

##### ・平成17年度収入未済額

現年度分	11,510,752円
過年度分	50,806,142円
合計	62,316,894円

##### ・平成16年度収入未済額

現年度分	10,055,450円
過年度分	119,436,692円
合計	129,492,142円



## 林業・木材産業改善資金貸付金償還金

### ・平成17年度収入未済額

現年度分	1,318,000円
過年度分	7,028,000円
合計	8,346,000円

### ・平成16年度収入未済額

現年度分	670,000円
過年度分	12,463,000円
合計	13,133,000円

## ロ 措置の内容

中小企業高度化資金償還金の収入未済については、債権整理強化期間を中心にすべての延滞先に対する納付指導及び公簿調査を実施し、細かい対応が必要な債務者には定期的に電話や訪問を繰り返すなど、実態把握に努めながら早期納付の指導に取り組んでいる。

その他の貸付先については、財務諸表を徴し実態把握に努め未済発生防止を図る。

林業・木材産業改善資金貸付金償還金の収入未済額については、関係機関と連携を図りながら、定期的な電話連絡や訪問により納入を促すとともに債権者の実態を把握し、早期完済に努める。

また、その他の貸付先についても現況確認を行うことにより収入未済の発生防止に努める。

## (13) 産業人材育成課

### イ 監査委員の報告の内容

補助金において、不正受給が認められ、平成17年度分が返還されたものの、なお、過年度分が未収となっていることから、早急な返還を求めるとともに、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

認定職業訓練事業費補助金について、補助事業者から提出された実績報告書では、事業が交付決定どおり実施されたことが確認できなかったため現地調査を実施したところ、実績報告の一部の事業は架空の事業であり、認定職業訓練事業費補助金及び認定訓練派遣等給付金を不正受給していたことが判明したものの。

- ・補助事業名 認定職業訓練事業費補助金  
認定訓練派遣等給付金
- ・補助事業者 職業訓練法人登米市技能者訓練協会
- ・返還対象額 19,072,000円(平成13～17年度)  
(内平成17年度分3,674,000円は返還済み)  
5,325,570円(平成12～13年度)

ロ 措置の内容

- ・補助金等の不正受給に係る過年度分の調査を平成18年5月31日から実施し、9月29日に調査結果を公表。
- ・補助金について 返還命令 10月10日(期限30日)  
返還額 15,398,000円  
督促状発布 11月10日(期限20日)
- ・給付金について 返還通知 10月18日(期限11月7日)  
返還額 5,325,570円(18事業主)
- ・再発防止策として、全補助事業者を対象に業務検査を実施中であり、受講者名簿の過年度名簿との比較だけでなく、電話による確認調査を実施。実績ヒアリングのためのチェックリストを作成し、担当職員の意識統一を図る。

(14) 漁業振興課

イ 監査委員の報告の内容

過年度の資金前渡金について、精算未了が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

平成7年度の資金前渡金が精算未了のまま通帳に残っていたもの。金融機関からの連絡により発覚し、精算未了の原因を調査したものの、当時の書類等が廃棄されているため原因は不明である。

当該通帳は課内の手提げ金庫に保管されていたにも係わらず、金融機関から連絡を受けるまで、必要としない当該通帳の残高確認及び解約を行わず、精算未了のまま長期放置されていたもの。

- ・資金前渡年月 平成7年12月
- ・返還年月日 平成18年3月30日
- ・資金前渡金額 84,960円
- ・返還金額 85,300円(預金利子340円を含む)

ロ 措置の内容

当該前渡金については、残高発覚後直ちに当時の経緯について調査を行ったが、原因究明には至らなかったため、会計課の指導により平成18年3月30日に過年度返納し、通帳についても同日解約の手続を行ったもの。

以降については、当課で使用している前渡金等に係るすべての口座について、随時記帳を行うことによる残高確認等管理を徹底し、再発の防止に努めている。

(15) 都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合貸付金償還金において、組合の保留地処分が進まない状況にあるものの、収入未済額が増加しているため、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成17年度収入未済額

現年度分	125,000,000円
過年度分	470,000,000円
合計	595,000,000円

・平成16年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	470,000,000円
合計	470,000,000円

ロ 措置の内容

組合は、保留地処分金による返済を原則としているため、建売などによる新たな保留地販売計画や事業計画見直しにより、販売促進を図るよう指導しているが、特に停滞している組合へは保留地処分以外での償還も考慮するよう助言している。上記収入未済の債権保全のため、4億7千万円については平成16年12月、1億2千5百万円については平成18年3月に抵当権を設定している。

また、4億7千万円については平成17年6月に償還期限の2年の延長措置を行っており、延滞利息の軽減を図っている。

(16) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、催告に応じない入居者に対して明渡し訴訟を提起するなど、収入未済を解消する努力がみられるが、なお、収入未済があったので、さらに収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

県営住宅使用料

・平成17年度収入未済額

現年度分	62,619,700円
過年度分	138,272,458円
合計	200,892,158円

・平成16年度収入未済額

現年度分	79,961,165円
過年度分	133,756,869円
合計	213,718,034円

特定公共賃貸住宅使用料

・平成17年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	751,200円

合 計	751,200円
・平成16年度収入未済額	
現年度分	226,700円
過年度分	693,000円
合 計	919,700円

県営住宅駐車場使用料

・平成17年度収入未済額	
現年度分	4,942,956円
過年度分	5,047,885円
合 計	9,990,841円
・平成16年度収入未済額	
現年度分	6,370,700円
過年度分	4,402,185円
合 計	10,772,885円

□ 措置の内容

口座引落の促進，文書・電話等による納入催告，悪質滞納者に対する法的措置などの対策に加え，特に長期滞納を抑止するため，滞納整理強化月間を設け中期滞納者に重点を置いた個別訪問指導を実施し，収納促進と収入未済の発生防止に取り組む。

(17) 仙台土木事務所，土木総務課，道路課

イ 監査委員の報告の内容

工事請負費において，不適切な事務処理による多額の過誤払いが認められたので，再発防止を図るとともに，過誤払い金の早急な返還に努められたい。

(内容)

支出，支出負担行為及び予算執行とのチェックが可能な工事管理システムへのデータ入力処理を行わず，且つ，同一の請求書を2枚受け取っていたことにより，適切な事務処理が行われず，二重払いが発生したものの。

また，二重払いが発覚した後も，他の支払いにおける二重払いの確認を怠り，過誤払の解消を図れなかったものの。

・二重払い件数	2件
・二重払い額	78,812,000円
・返還済額	75,515,412円
・返還未了額	3,296,588円

□ 措置の内容

(仙台土木事務所)

(1) 再発防止策

・支出負担行為決議書の整理については，契約締結後速やかに起票し，また，繰越の

支出負担行為決議書においては、年度替わりの処理を速やかに行っている。

・さらに、支出負担行為決議書と支出命令決議書の保管については、行為番号毎の起工伺いから契約書等の一連の綴りに一括保管し、担当者以外の職員が見ても契約状況、支払状況等が確認できるようにしている。

・請求書の受理については、請求内容が契約内容のとおり履行されているものかどうか等を確認し受理している。請求書の提出は1通である旨を業者に周知徹底している。請求書が2通提出された場合は、1通は返却又は破棄し、余分な請求書は受領しないようにしている。

・以上の経理事務について、確認漏れなどを原因とした誤払いを防ぐため、工事経理審査シートを用いて、審査を強化している。

・工事管理総合システムの工事台帳は、最新の情報で整備し、担当者以外の職員でも工事番号毎に契約状況、支払状況等が把握できるようにしている。

・さらに、工事管理総合システムに不具合が生じても、契約状況、支払状況等が確認できる補助システム（パソコンで管理する工事執行状況）を活用して、担当者はもちろんのこと、担当者以外の職員でも契約・支払事務ができるようにしている。

## (2) 過誤払金の早急な返還について

・返還未了額（3,296,588円）については、破産管財人との間で、債権放棄することでの和解の専決処分がなされ議会の承認を得たものである。

・銀行が控除した額（3,296,588円）については、同行に法的に請求することは困難ではあるものの、事情を説明し、任意の返却要請を5回行ったが、奏功しなかったものである。

## (土木総務課)

### 【再発防止策について】

工事請負費の二重払いが判明した後、同様事故の再発防止を図るため、土木部長通知のほか、「部内課長補佐・次長（総括担当）会議」や「地方公所副所長会議」を開催して、会計事務の適正な執行について注意を喚起し、職員への周知を図った。

また、出納局会計課が開催した「土木部地方出納員研修会」を部内地方公所の出納員が受講し、出納員の職務や担当する審査事務などについて再確認を行ったほか、部内地方公所における会計事務の処理状況について点検を行い、請求書の取扱いなど不適切な事項の改善を図った。

### 【過誤払い金の返還について】

二重払いとなった2件の振込金のうち、1件は請負業者からの連絡により直ちに全額が回収された。もう1件については、二重払いの事実が確認されないまま、請負業者の破産手続きが開始されるに至り、破産管財人と振込金の返還に係る和解交渉の結果、振込金から返還未了額を除いた金額が返還された。

返還未了額は、請負業者に融資を行っていた銀行が、振込金から債務返済として控除した金額である。

県は、和解の受入によって返還未了額に係る債権を放棄しており、破産管財人に返還の請求はできない。

また、銀行による控除は、請負業者と銀行との当事者間の約定に基づくもので、破産手続きが開始されたときに相殺を行うことは、破産法の規定により認められていることから、県が銀行に対して控除された金額の返還を法的に請求することは困難である。

このため、県では返還未了額の回収が図られるよう、銀行に対して県の事情を説明し、任意の返却について交渉を続けてきたが、銀行からは受け入れられないとの回答があり、これ以上の要請は無理と判断して交渉を終了した。

## （道路課）

### 1 再発防止について

主管課である土木総務課と連携して、「会計事務の適正な執行について」（平成18年4月25日付け土木部長通知）により、部内地方機関の長あてに同様事故の再発防止と会計事務の適正な執行について注意を喚起した。

### 2 過誤払金の早急な返還について

返還未了額については、破産管財人との間で、債権放棄することでの和解の専決処分がなされ、議会の承認を得ており返還は不可能である。

また、銀行が控除した額については、同行に法的に請求することは困難なことから、和解成立前から任意の返却要請を行ってきたが、受け入れられなかった。さらに和解成立後も交渉を継続してきたが、不成立に終わった。